

請 願 文 書 表

受付年月日	平成26年8月28日
件 名	「集团的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める意見書」の採択を求める請願
要 旨	(別紙請願書のとおり)
請願者並びに紹介議員	鳥羽市鳥羽3丁目27番8号 とば9条の会 代表 山 本 弘  紹介議員 戸 上 健

請願第7号

「集团的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める意見書」の採択を求める請願

紹 介 議 員 戸 上 健 ㊞

「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める意見書」の採択  
を求める請願

請願の趣旨

歴代政府は「憲法9条下において容認されている自衛権の行使は、わが国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」（1981年5月政府答弁書）との見解を踏襲してきました。

ところが安倍政権は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をしました。このように一内閣で憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代民主主義と立憲主義の根底を揺るがします。

鳥羽市民は先の太平洋戦争で1,160人の尊い犠牲者を出した痛苦の歴史を持っています。戦没者の遺族、幅広い市民は毎年式典を開いて不戦の誓いを新たにしてきました。今回の閣議決定はこの意にも反します。

なにとぞ市議会におかれまして、閣議決定の撤回を求める意見書を内閣に送付していただきますよう請願いたします。

請願項目

「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める意見書」の採択と内閣総理大臣他関係各大臣への送付

平成26年8月28日

鳥羽市議会議長 野村保夫 様

鳥羽市鳥羽3丁目27番8号  
とば9条の会 代表 山本 弘